

令和5年6月7日(水)
河川砂防課 計画調整担当
担当者 勝亦
内線 2678 直通 0952-25-7540
E-mail:kasensabou@pref.saga.lg.jp

国土交通省 武雄河川事務所 同時発表

特定都市河川流域における水災害対策の議論をキックオフ！ ～六角川流域水害対策協議会の設立～

六角川流域では、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、令和5年3月28日に、一級河川六角川水系六角川等計33河川について、特定都市河川に指定しました。

この度、法第6条の規定に基づく「六角川流域水害対策協議会」(以下、「協議会」)を設立し、今後の水災害対策について議論します。

※特定都市河川指定につきましては、以下のアドレスよりご覧ください。

<https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/tokuteitoshikasen/index.html> (武雄河川事務所 HP)

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00395800/index.html> (佐賀県 HP)

1. 日 時 令和5年6月13日(火曜日) 16時30分～17時15分
2. 場 所 ガーデンテラス佐賀 ホテル&リゾート (佐賀市新栄東3丁目7-8) 3階「グランコート」
3. 参加機関 九州地方整備局、武雄河川事務所、佐賀県、武雄市、嬉野市 等
4. 参考資料 別添:「流域治水」の本格的な実践に向けた六角川水系六角川等の特定都市河川への指定
5. 問い合わせ先

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 (電話:0952-25-7540)

かつまた
勝亦 副課長

【報道機関のみなさまへ】

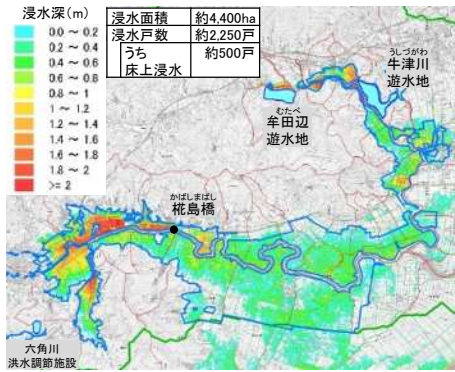
- ・会場での受付を16時から行います。
- ・協議会は公開致します。
- ・会場での撮影は、会議の妨げにならないようご配慮をお願いします。

※当日、大雨に関する警報などの気象情報が発令された場合、延期の可能性が
あります

「流域治水」の本格的な実践に向けた六角川水系六角川等の特定都市河川への指定

参考

六角川の特徴と特定都市河川の指定までの動き



令和元年8月豪雨
浸水状況(武雄市)
浸水面積
5,759ha
床上浸水家屋
1,209戸

R1.8 令和元年8月豪雨による浸水被害

R1.12 「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」策定
(激特事業等による再度災害防止対策に着手)

R3.8 令和3年8月豪雨による浸水被害

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行
(特定都市河川の指定を全国の河川に拡大)



令和3年8月豪雨
浸水状況(武雄市)
浸水面積
5,407ha
床上浸水家屋
1,248戸

R4.3 「新・六角川水系流域治水プロジェクト」策定
(「特定都市河川浸水被害対策法等の活用」を位置づけ)

R4.11 六角川水系流域治水協議会開催

六角川(栴島橋より上流)の特定都市河川指定に向け調整を進めることを流域関係者と確認



第5回協議会の
実施状況(R4.11)

R5.3 六角川を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定

- 六角川では、R3.8豪雨等により武雄市など沿川地域で甚大な浸水被害が発生
- 六角川は低平地を緩流する蛇行河川であり、約6mの干満差による潮位変動を受け、洪水時の排水が困難

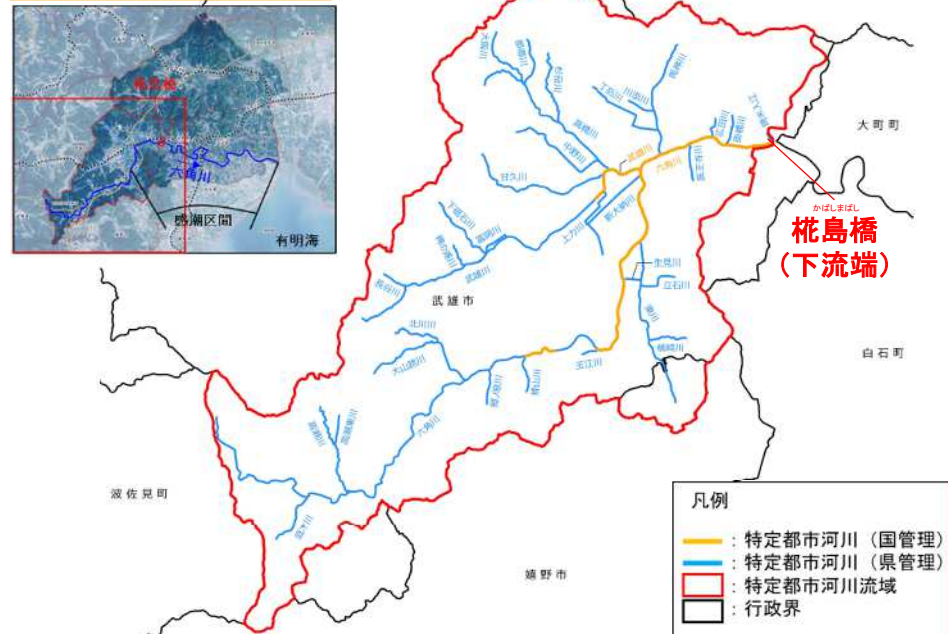
河川対策を進めても床上浸水が約500戸残る
(図 新・六角川水系流域治水プロジェクト リーフレット抜粋)

河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川の指定内容

六角川(栴島橋より上流)
特定都市河川の指定
R5.3.28指定

河川区間:六角川水系六角川等の計33河川
流域面積:約99km²(流域内市町村:武雄市・嬉野市)



法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

【流域水害対策の方向性】

- 令和3年8月豪雨規模の洪水に対して、床上浸水被害の解消を目標とし、河川対策、流域対策、土地利用のルールづくり・住まい方の工夫等の多層的な浸水被害対策を講じる
- まちづくりと調和した対策により、「水災害に強く、住み続けられるまちづくり」を目指す
- 特に、水害常襲地区(武雄市の橘地区、朝日地区、北方地区)の早期の被害軽減に向け、重点的に対策を実施

【対策のイメージ】

- 河川整備の加速化
 - ・河道掘削、六角川洪水調節施設の整備
 - ・支川や水路の浚渫
- 流域における雨水貯留浸透機能の強化
 - ・内水調整池や遊水公園の整備
 - ・「田んぼダム」やため池の治水活用
- 土地利用のルールづくり・住まい方の工夫
 - ・浸水被害防止区域や貯留機能保全区域等の区域指定の検討
 - ・災害リスクが高いエリアからの移転や土地利用規制 等



多層的な浸水被害対策(イメージ)

※浸水被害対策については、今後の流域水害対策計画の検討により変更する場合があります